様式第２号（第８条関係）

チェックリスト（補助金申請時）

□　補助金の交付を受けるにあたり、下記事項について確認しました。

（買切りによる場合）

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 補助対象者（当該戸建住宅の住民又は所有者）から、補助申請に係る手続、補助金の請求及び受領について委任を受け、又は委任を受ける予定であること＜添付資料＞* 様式ア「補助申請手続の委任状及び代理受領の事前届出書」
 |

（太陽光発電設備）

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 当該戸建住宅の住民又は所有者から、交付申請に伴う宣誓を得ていること＜添付資料＞様式イ「宣誓書」 |
| □ | 脱炭素先行地域内の戸建住宅への設置であること。＜添付資料＞* 太陽光発電設備を設置する戸建住宅の全景カラー写真
 |
| □ | 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 |
| □ | 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。 |
| □ | 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。 |
| □ | 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 |
| □ | 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。 |
| □ | 地域住民や本市と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 |
| □ | 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 |
| □ | 防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。 |
| □ | 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。 |
| □ | 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（補助対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。 |
| □ | 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 |
| □ | 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 |
| □ | 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 |
| □ | 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 |
| □ | 交付対象設備を処分する際は、関係法令（本市条例を含む。）の規定を遵守すること。 |
| □ | 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 |
| □ | 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。 |
| □ | 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の30％以上を当該需要家が消費すること。＜添付資料＞* 様式ウ「補助対象経費等計算書」
* 過去1年間の電力使用量の算出根拠
* 年間発電想定量の算出根拠
 |
| □ | 設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。＜添付資料＞* 太陽光発電設備のカタログ等の写し

（メーカー、型番、最大出力、性能等が分かるもの） |
| □ | 補助対象経費に、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別表第1」で定める交付対象事業費以外の経費が含まれていないこと。＜添付資料＞* 太陽光発電設備の導入費の契約金額及び内訳が確認できる見積書等の写し

※太陽光発電設備と蓄電池を一体的に設置する場合にあっては、それぞれの内訳が確認できるものを提出すること※補助対象外の工事を行う場合は、補助対象経費と区分すること |
| （買切りのみ） |
| □ | 補助対象事業により設置する発電設備について、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用し、その期間において処分（補助金の目的の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。））しないこと。※契約書に「契約が終了し、事業者から譲渡を受けた後も、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するよう努めること。やむを得ない理由により処分が必要となった場合は、事前に市へ連絡すること。」といった文言を記述すること（契約書に記述することが困難な場合は、別途作成する資料でも良い。）。 |
| （PPAのみ） |
| □ | 補助金額相当分がPPAサービス料金から控除されるもの（補助対象事業者が奈良県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の9/10とすることができる）であり、サービス料金から交付金額相当分が控除されていることを証明できる書類を具備すること。※PPA契約期間中のサービス料金の総額について、補助金ありの場合と補助金なしの場合を比較し、補助金額相当分が戸建住宅の住民又は所有者に還元されていることが分かるもの |
| □ | 補助対象事業により設置する発電設備について、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。※契約書に「契約が終了し、事業者から譲渡を受けた後も、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するよう努めること。やむを得ない理由により処分が必要となった場合は、事前に市へ連絡すること。」といった文言を記述すること（契約書に記述することが困難な場合は、別途作成する資料でも良い。）。 |
| □ | 補助対象事業により設置する発電設備により発電される電力のうち、戸建住宅の住民又は所有者が消費しなかった余剰電力をいこま市民パワー株式会社へ売電すること。 |
| （リースのみ） |
| □ | 補助金額相当分がリース料金から控除されるもので（補助対象事業者が奈良県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の9/10とすることができる）であり、リース料金から交付金額相当分が控除されていることを証明できる書類を具備すること。※リース契約期間中のリース料金の総額について、補助金ありの場合と補助金なしの場合を比較し、補助金額相当分が戸建住宅の住民又は所有者に還元されていることが分かるもの |
| □ | 補助対象事業により設置する発電設備について、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。※契約書に「契約が終了し、事業者から譲渡を受けた後も、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するよう努めること。やむを得ない理由により処分が必要となった場合は、事前に市へ連絡すること。」といった文言を記述すること（契約書に記述することが困難な場合は、別途作成する資料でも良い。）。 |

（蓄電池）

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 当該戸建住宅の住民又は所有者から、交付申請に伴う宣誓を得ていること＜添付資料＞様式イ「宣誓書」 |
| □ | 脱炭素先行地域内の戸建住宅への設置であること。＜添付資料＞* 蓄電池を設置する戸建住宅の全景カラー写真
 |
| □ | 原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 |
| □ | 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 |
| □ | 以下①～⑥を全て満たすこと＜添付資料＞* 補助対象設備のカタログ等の写し（①～⑥を満たしていることが確認できるもの）

※一般社団法人環境共創イニシアチブの蓄電システム登録制度に登録済の製品の場合は、②のみを確認できるもので良い。 |
| □ | ①蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること 。※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 |
| □ | ②初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。 |
| □ | ③蓄電池部の安全基準が「JIS C8715-2」又は「IEC62619」の規格を満足すること。 |
| □ | ④リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、蓄電システム部の安全基準が「JIS C 4412」の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める「JIS C 4412」適用の猶予期間中は、「JIS C4412-1」若しくは「JIS C 4412-2」※の規格も可とする。※JIS C 4412-2における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。 |
| □ | ⑤リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること |
| □ | ⑥メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。 |
| □ | 設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。 |
| □ | 補助対象経費に、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別表第1」で定める交付対象事業費以外の経費が含まれていないこと。＜添付資料＞* 蓄電池の導入費の総額及び内訳が確認できる見積書等の写し

※太陽光発電設備と蓄電池を一体的に設置する場合にあっては、それぞれの内訳が確認できるものを提出すること※補助対象外の工事を行う場合は、補助対象経費と区分すること |
| （買切りのみ） |
| □ | 補助対象事業により設置する蓄電池について、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用し、その期間において処分（補助金の目的の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。））しないこと。※契約書に「契約が終了し、事業者から譲渡を受けた後も、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するよう努めること。やむを得ない理由により処分が必要となった場合は、事前に市へ連絡すること。」といった文言を記述すること（契約書に記述することが困難な場合は、別途作成する資料でも良い。）。 |
| （PPAのみ） |
| □ | 補助金額相当分がPPAサービス料金から控除されるもの（補助対象事業者が奈良県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の9/10とすることができる）であり、サービス料金から交付金額相当分が控除されていることを証明できる書類を具備すること。※PPA契約期間中のサービス料金の総額について、補助金ありの場合と補助金なしの場合を比較し、補助金額相当分が戸建住宅の住民又は所有者に還元されていることが分かるもの |
| □ | 補助対象事業により設置する蓄電池について、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。※契約書に「契約が終了し、事業者から譲渡を受けた後も、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するよう努めること。やむを得ない理由により処分が必要となった場合は、事前に市へ連絡すること。」といった文言を記述すること（契約書に記述することが困難な場合は、別途作成する資料でも良い。）。 |
| （リースのみ） |
| □ | 補助金額相当分がリース料金から控除されるもの（補助対象事業者が奈良県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の9/10とすることができる）であり、リース料金から交付金額相当分が控除されていることを証明できる書類を具備すること。※リース契約期間中のリース料金の総額について、補助金ありの場合と補助金なしの場合を比較し、補助金額相当分が戸建住宅の住民又は所有者に還元されていることが分かるもの |
| □ | 補助対象事業により設置する蓄電池について、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。※契約書に「契約が終了し、事業者から譲渡を受けた後も、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するよう努めること。やむを得ない理由により処分が必要となった場合は、事前に市へ連絡すること。」といった文言を記述すること（契約書に記述することが困難な場合は、別途作成する資料でも良い。）。 |

年　月　日

（申請者）

所在地

名称

氏名